## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	小林良彰編著 『地方自治の実証分析 : 日米韓三カ国の比較研究』
Sub Title	KOBAYASHI, Yoshiaki ed. "Centralization and Decentralization in
	Japan, U. S. and Korea"
Author	森, 正(Mori, Tadashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2000
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.73, No.3 (2000. 3) ,p.123- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-20000328-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

転じてみると、

巨額の財政赤字を抱え、

危機的な状況に陥

っていることは周知の事実である。本書でも詳細に検討さ

中央政府も財政危機にある現状では今まで以

分権論議が進む一方で、受け皿となる地方自治体に目を

れているが、

## 小林良彰編著 。地方自治の実証分析

日米韓三カ国の比較研究』

大きいと言えるだろう。 具体的な改革プログラムを提示した点でその意義は極めて はあったものの、 進審議会などから国と地方の機能分担の見直しを求める声 でにも地方制度調査会、臨時行政調査会、 変化した。一九九五年に地方分権推進法が成立し、地方分 二○○○年四月には地方分権一括法が施行される。これま 権推進委員会は五次にわたる勧告を行い、 ここ数年の間にわが国の地方自治をめぐる環境は大きく 戦後初めて包括的な制度改革に着手し、 臨時行政改革推 勧告を踏まえて

わなければならない。

公共サービスの充実を図るといった二律背反的な目標を追 拡充が必至である。地方自治体は財政再建を進めつつも 今年四月に導入される介護保険制度に象徴されるように、 政府こそ行政をスリム化させ、「小さな政府」が達成でき 上の中央政府の補助は期待できない。また、 各地方自治体では高齢化社会に対応すべく福祉関連予算の るかもしれないが、権限を委譲される地方自治体が「大き の提供主体の重点を中央から地方に移行させる結果、 な政府」になる可能性も否定できない[新川、一九九三]。

公共サービス

あり、 模な意識調査を行い、 治体の首長、 ることに目的を置いている。 指摘し、その再編を進めるうえでの阻害要因を明らかにす 本、米国、韓国の政治学者、行政学者十一人による共同プ 分権に関する多くの議論が「一国家に焦点を当てたもので 央地方関係をデザインするにあたって、本書は従来の地方 ロジェクトの成果である。三カ国の中央地方関係の違いを れる」と批判する。サブタイトルにもあるように本書は日 地方財政の自主性とシビルミニマムの達成が両立する中 複数の国家との比較の視点に欠けていたように思わ 地方議会議長、 実際に地方自治体を運営している者 財政担当責任者に対して大規 一九九五年に三カ国 の地方自

が考察される。

が中央地方関係や政策にどのように影響を与えているのか がどのような特徴を持っているのか、 またその意識の違い

察することができる まとめられているが、今回はその追跡調査としての意義も 調査にみる地方政府の現実』学陽書房、一九八七年として 林良彰・新川達郎・佐々木信夫・桑原英明著『アンケート Innovation Project)がスタートしており、その結果は小 の国際比較プロジェクト(Fiscal Austerity and Urban 本書の調査に先立ち、すでにわが国では一九八五年にこ バブル経済期を挾んだこの十年間の継続と変化も観

析 以上のような問題意識を踏まえ、 考察が行われているかを各章ごとに紹介していく。 本書ではどのような分

本書の構成は次の通りである。

第一 部 方自治の課題

章

日本における地方自治の現状と課題

地方分権

第二章 米国における地方自治の現状と課題(テリー・ク の視点からー (石上泰州

ラーク、ケン・ウォン、ブッシュバム・ジェイン)

第三章 選挙の評価を中心に―― 韓国における地方自治の現状と課題

地方自治の政治構造

第四章 中央―地方関係の現実 ――日本に見られる補助金

配分—— (小林良彰、 河村和徳)

第五章

地方エリートの役割認知

――日米韓における地方

(蘇淳昌

地方自治の政策選好 議員に関する比較研究

――新政治文化パースペクテ

ィブの登場 (張元皓) 第六章

第三部 地方自治の財政構造

第七章 地方首長の財政観 日本の首長に見られる保革

(河村和徳)

第八章 財政再建政策の諸類型 -日米韓三カ国の地方財

政再建政策比較 (河村和徳

第四部 第九章 地方自治の重要政策――-高齢者福祉 財政再建政策をもたらす要因 (河村和

高齢者福祉の政策過程― -地方自治体における高

齢者福祉政策の分析

(名取良太)

第五部 第十一章 地方自治の重要政策― 高齢者福祉の現状 (小林良彰、石上泰州 市町村合併

市町村合併の効果 (小林良彰、 石上泰州

第十三章

市町村合併の過程と地域住民(小林慶太郎

わ

る新政治文化型

が WD

:台頭し、

地方分権化の流れをもたらした。さらに、

(New Political Culture)

のリー

ダ

口

ールしても、

保守党支持率の高い地方自治体ほど補

不足を強く感じており、

社会経済環境、

財

とさまざまな問題点が指摘されてい まず 第一 部では Ĕ 米、 韓三ヶ 国 . る |の地方自治制 度の現状

然的 る。 をえない。 わたっており、 れている。 に財政面に注目し、 第一章では に わゆる「歳入の自治」に制約を受けている限り、 「歳出の自治」も中央政府によって制約を受けざる 地方税源の拡充こそが「歳入の自治」を確保し、 地方自治体の歳入には中央政府の規制が詳 わかが 自治体が自己決定できる範囲は限定的であ 国の地方自治体をめぐる制 現状と改革の方向性が手際良く整理 度の中でも特 細 必

分権改革の最後の関門であると指摘する。

向しつつも、 ビスの質や税負担率を住民の意向に沿って変更することが 中央政府とともに地域・地方政府が政策を決定する権限 可能である。 や地方議会によって中央地 によって流動的になる。 共有している」ため、 モデルとされているのが米国である。「連邦制度の下では 方で中央政府 社会的な争点ではリベラルな態度をとる、 一九八〇年代には、 からのコント 中央地方政府の相互関係はその時 地域住民が選挙で選んだリー 方関係が規定され、 ロールが弱く、 財政的には緊縮財政を志 行財政サー 地 方分権 ダー を 々 0

> 革 うした新しいタイプのリーダーによって推進される教育改 行財政改革がさらに上位レベルの政府へと波及してい

る。 が導入され、 る地方制度が紹介されている。 ル く状況が明らかにされる。 が強いとされるのが韓国である。 わが国以上に中央政府による地方自治体へ 中央政府と地方政府、 ζj わば 「地方自治に対する手探り状態」 地方政府間 (第二章 一九九五年 第三章では韓国に の権限 から首長公選 の が Ļλ コント まだ不

お ū

H 1

にあ

ターに焦点を当て、 第二部 政策選好がそれぞれ分析される。 「地方自治の政治構造」 首長、 地方議会議長の財政選好、 では地方自治体 内 のア ク

確なケースも多いと指摘している。

者を対象とした一九八六年、 る。 ト結果から、地方自治体の が挙げられる。 健全な財政運営をもたらした原因の一つに補助金依存体質 第一章でも指摘されているが、 それによると財政力の低い自治体では国 第四章ではわが国の地方自治体 「補助金観」 一九九五年の二回 わ が 国 の の析出を試みてい 地方自治: 一から のアンケー 0 財政担 Ō 支出 体に不

政環境をコント 125

助金

てい 治的 治体 0) 地方自治体が保守系の地方議員、 府 るとは言えず、 0) みの委譲も、 į, の財政に一層余裕がなくなれば、 依存意識 ると指摘する。 は十分な財務監察や自治体経営の見直しに取組んでい 補助金獲得競争を行うことになる。 ノイズの存在を実証した。 が強 財政再建に取組むインセンティブを喪失し 逆に補助金だけを削減する分権も、 補助金配分の問題を後回しにした権限 さらに、 バブル経済崩壊後、 補助金配分過程における政 国会議員を通じてより激 財政危機に陥っている その一方で地方自 地方自 中 -央政

治体に は主張する 「自律」 を促すものではなく、 実効性が低いと筆者

治文化の過渡期にあるとしている。

その上で日本と韓国は る「信託型」、つねに地域区民の利益を代弁すべきとする は地域区民からすべての権限を委任されていると考えてい 認知しているかが明らかにされる。 代理人型」、その中間の 第五章では三カ国 アメリカでは 0 地方議員が自らの役割をどのような 「信託人型」 「政治家型」 「政治家型」と三つに類型化した。 役割認知を、 の回答が八割を占 がほぼ半数を占める 地方議員 l める

)支持といった新しい争点への対応の二点について、 第六章では財政選好と環境保護、 人権保護 社会運 アン 動へ

1

の役割認知との間を結ぶ論理的関係が明らかではな

ように思われる。

「社会・経済環境」

の変化にその

が原因を

n r J

占めている。 リーダーが選出されているのに対して、 アメリカでは財政選好については保守的であるが、 アウトプットの変化をもたらすとしている。 ショナルな政治文化を持つ地方政治エリートが未だ多数を な新争点についてはリベラルな態度をとる新政治文化的な ケート の政策選好を変質させ、 集計してい わが国はコンベンショナルな政治文化と新政 . る。 「社会・経済環境」 その結果、 政治システムや政策 韓国ではコンベン の 変化 分析の結果 が 社会的 エ リ

違を強調しているが、この説明を裏付ける根拠は示されて 比べて『操』を重要視する儒教文化」や韓国は 因についても実証的に示される必要があるだろう。 好の相違が統計的に明らかにされたが、 変数とした検討を望みたい。 における妥協文化に馴染んでいない」ためと政治文化の相 は日韓両国ともに政治家型が少ない理由として、「西欧に ている権限、 第五、 ない。三カ国の地方自治制度、 六章では三カ国の首長、 リーダーのリクルートメント構造等を説明 また六章でも政治文化とエリ 首長や地方議員に付与さ 議員の役割認知、 その相違を生む要 「議会政治 五章で 政策選

۲

政規模の縮小を志向

でする。

八章では被説明変数となる財政再建政策の国際比較を

各国ですでに採用されている政策を対象に類

行

っている。

求めるのならば、 夕を時系列で比較し、 例えば日米それぞれ この十年間の変化から検証する方 の過去 回 0 の調査デ

法も考えられよう。

境」、 組みを設定し、 方自治体の財政 第三部 モデル 「政治的環境」の三つを説明変数とした共通の分析枠 に示唆を受け、 「地方自治の財政構造」では、 体系的な分析を試みてい 再建政策の決定要因が検討される。 「社会・経済環境」、「財政的環 首長の政策選好が政 わが国における地 Dye

策アウトプットを規定するとの仮説の下、

首長の財政選好

となる。

法的政策か支出削減といったマネジメント的政策かが争点

第七章では

「政治的環境」のうち、

首長の個人的属性や「社会・経済環境」 る一方で、与野党相乗り首長では与党議席率が高いほど財 規定要因が異なるとの結果を得ている。 よると、 会・経済環境」を説明変数としたCHAIDによる分析に の置かれた「政治的環境」、 に焦点を当てている。 選挙における政党支持の形態によって財政選好 首長の財政選好を被説明変数に首長 首長自身の個人的属性、 が影響を与えてい 保守系の首長では 社 0

> らのコントロールが強い日本では歳入改善といった対処療 か、 地方分権が進んでいるアメリカでは自力で財政再建を図 違が見られ、 度下での採用のしやすさ」であったが、 似性の次元を二つ析出した。 の存在を指摘している。 の決定要因の一つとして地方分権の程度といった れたとしている。 他組織と協力するかが争点となるのに対して、 この違いは地方分権の程度によってもたらさ 政策採用の類似性から政策アウトプット 財政再建政策の採用にあたって、 第一 軸は三ヶ国とも 第二軸は各国に相 制 現 中央 度 行

化 な施策が採用されやすい。また行政経験のある首長 消極的な立場をとる首長のいる自治体では 対処療法的政策が採用されやすい。 考察される。 社会・経済環境」と財政再建政策の採択状況との関係 第九章では七、 事務事業の統廃合など自治体職員に負担を強い 首長が財政規模の拡大を志向する自治体では 八章の分析を受けて、 逆に財政規模の拡大に 「政治 マネジメント的 的環 、る施 人は省力 境

「社会・経済環境」 Dye に代表される従来の政策アウトプ の影響を重視する傾向にあ 'n ۲ つ 研 たが、 究 では 第

に消極的であるとしている。

部

の分析を通じて、

「社会・経済環境」

をコ

ント

口

1

ル

四

て、 境」 同じ政策課題に対して異なった政策対応をもたらすことを 変数として投入しても、 実証した点でも本研究の知見は注目される。 三カ国 の影響が統計的に確認された。 の中央地方関係、 首長の個 地方自治体の自律 人的 さらに国際比較を通じ 『属性や 性 |政治 の )程度が 的 環

> あり、 たっては、 おける行政サービスの供給主体になりえるかの試金石」 面で地方自治体を圧迫することは確実である。 月に導入される介護保険はまさに 今後地方自治体によるサービス供給基盤 効率的運営と並んで財政基盤の強化が必要とな 「来るべき分権時代に 血の整備 その意味で にあ で

ると指摘している。

受け皿となる地方自治体の財政基盤強化の方策の一つと

説明変数としたパス解析によって分析されている。 数に、「社会環境」、「財政環境」、「政治的環境」 れぞれのタイプ別に歳出に占める高齢者福祉費を被説明変 供給主体は市 「関係主体協調型」、「広域協調型」の三つに類型化 九 行政の政策形成、 九〇年 前 ・の福祉八法改正を境として、 村にシフトしつつある。 実施過程を「行政調整型」 第十章では高齢者 福祉サービスの 自治体、 の三つを 分析の Ų そ

らず、 に合併特例法改正で導入された住民発議制度が機能してお に近い」ともされるこの大改正の効果を検証してい 0) が全面的に改正された。第十三章では一九九六年 したブームに後押しされる形で、 市町村合併待望論とも呼ぶべきブームが起きてい して検討されているのが 市新設に至る過程を詳細に追い、「実質的には新法制 合併によってポストを失う可能性がある首長、 市町! 村合併であり、 九九五年に合併特例法 いわば第三 る。 Ö る。 あきる 特

る 政環境 体協調型」 と財政規模が中、 が及ぼす影響の方向性が異なっていることが示され 自治体とでは、 小規模の自治体に多く見られる 政治的環境や影響パ ター 「関係主 -ンや財

いる。

議員が合併に関する意志決定過程を独占していると論じて

結果、

比較的都市部に多く見られる「行政調整型」

自治体

えば、 立場からは、 地方自治体の適正規模については様々な議論が 地方財政学者を中心とする行政の効率性を重視する 人あたりの基準財政需要額が低いことから、 あ ð 例

章では介護保険制度の概要と実施に

関わ 事務負担

る問題点

の両

が

指摘される。

介護保険制度の導入は財政、

第十

で、スリム化には至っていないとしている。 二章では実際に市町村合併が地方自治体の行財政に与える が十万人を超えている。行政改革効果、サービス拡充効果、 財政状況の三点から検討した結果、特に合併後の人口規模 が十万人を超えているか否かが重要としている。さらにケ ーススタディとしていわき市を挙げ、スケールメリットを 生かした地域開発を進め、財政基盤の強化を果たした一方 生かした地域開発を進め、財政基盤の強化を果たした一方 生かした地域開発を進め、財政基盤の強化を果たした一方

人口三十万人を一つの目安とした市町村合併を検討課題と

\_

分析対象、分析手法の三点から触れておきたい。最後に本書全体を通じて評者が感じた点を分析枠組み、

する理論枠組みや各章の知見を総括する章を別に設け、整部の関連性がやや薄いとの印象を受ける。本書全体に共通が示されているが、後半部では国際比較を念頭に置いておが示されているが、後半部では国際比較を念頭に置いておが示されているが、後半部では国際比較を念頭に置いておらず、調査データや分析手法も異なるため、前半部と後半らず、調査データや分析手法も異なるため、前半部と後半らず、調査データや分析手法も異なるため、前半部と後半らず、調査データや分析手法も異なるため、前半部と後半らず、調査データや分析手法も異なるため、前半部と後半らず、調査データや分析対象、分析手法の三点から触れておきたい。

て、読者の理解はより進んだものと思われる。の双方を説明変数として組み込んだ比較公共政策研究とし理がなされていると、クロスナショナルな要因と国内要因

的な分析が本書の後に続くことを期待したい。 本書中でも一部の章で試みられているが、政策アウトプ本書中でも一部の章で試みられているが、政策アウトプさらに地方エリートの財政選好や政策選好を媒介変数に、「社会・経済環境」、「政治的環境」を国内的な説明変数に、度等の「制度要因」をクロスナショナルな説明変数に、方法のでは、政策でウトプロな分析が本書の後に続くことを期待したい。

問題点をより強調させることができたものと思われ もそれぞれ考察があれば、 都道府県と政令指定都市、 抜きにしては考察できない。 における分権改革の議論においては国と都道府県の する必要があるためと推察される。しかしながら、 の基礎自治体レベルに対象を限定し、条件をコント 村レベルになっている。 第二に本書におけるアンケート調査や分析 国際比較を試みるうえで、 中核市、 わ 中央政府と都道府 が国の中央地方関係が抱える 市町村の関係について の対象 Ò )関係、 関係を わが国 三カ国 がは市 口 1 ル

第三点がアンケート・データおよびデータ分析の手法に

いまや地方分権に対する関心は政治学者

ついてである。

析出やCHAIDによるサンプルの分割など洗練された統 部ではMDS(Multi-Dimensional Scaling)による軸 どのような変数として加工・処理したのか、提示があると 分析方法が触れられている。 いているのか、 行政学者に留まらない。そうした幅広い読者層を念頭に置 より一層わかりやすいものになったと思われる。また第三 のような設問を実施したのか、さらにどのような回答を、 ンケート調査に基づいた分析を行っているが、具体的にど 本書では比較的簡潔にデータの処理方法、 例えば多くの章で三ヶ国のア 0

公開条例、 を指し示す貴重な研究として高く評価できよう。 のいかなる点に問題があるのか実証 たるアンケート調査、 分析はいまだ発展途上との印象があった。 のケーススタディに偏っており、 治の分野においては、 証分析は大きな地位を占めつつある。 九七〇年代以降、 地方自治体の財政政策や地方政治における政策過程 地域福祉等の特定政策領域における先進自治体 多くの研究が現行制度の解説や情報 膨大なアグリゲート・データを駆使 わが国の政治学でも行動科学的 公共政策のアウトプット しかしながら地方政 問題解決の方向性 本書は二度にわ な実

## 参考文献

Dye, Thomas. L, (1966) Politics, Economics, and the Pub lic. Chicago:

大森彌·佐藤誠三郎編 新川達郎 (一九九三)「地方自治における三つの自由 小林良彰・新川達郎・佐々木信夫・桑原英明 『アンケート調査にみる地方政府の現実』 大学出版会 地方政府像の変貌-――」『レヴァイアサン』十二号 (一九八六)『日本の地方政府』 学陽書房 九 化 八 東 七 京

安岡正晴(一九九五)「アメリカ政治学における ム・ アプローチ』の発展」『早稲田政治公法研究』四 『都市 レジ

묶

若干の説明があってもよいだろう。

計手法が用いられているが、こうした分析手法についても

慶應義塾大学出版会、 一九九八年八月刊)

正